

合併協議の経過



秋田県 美郷町

～ 目 次 ～

<u>1. 3町村の概要</u>	3
<u>2. これまでの経緯</u>	7
<u>3. 仙北東部合併研究会</u>	10
(1) 委員名簿	
(2) 例規	
(3) 事業計画・予算・決算	
<u>4. 仙北東部合併推進協議会(任意協議会)</u>	11
(1) 委員等名簿	
(2) 例規	
(3) 事業計画・予算・決算	
<u>5. 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会</u>	20
(1) 委員名簿	
(2) 例規	別添資料
(3) 平成14年度予算・決算	
(4) 平成15年度予算・決算	
(5) 平成16年度予算	
<u>6. 合併協議の状況</u>	24
(1) 第1回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年2月28日)	
(2) 第2回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年3月27日)	
(3) 第3回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年4月17日)	
(4) 第4回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年5月15日)	
(5) 第5回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年6月19日)	
(6) 第6回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年7月17日)	
(7) 第7回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年8月21日)	
(8) 第8回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年9月18日)	
(9) 第9回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年10月16日)	
(10) 第10回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年11月25日)	
(11) 第11回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成15年12月18日)	
(12) 第12回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成16年1月22日)	
(13) 第13回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成16年3月17日)	
(14) 第14回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成16年5月20日)	
(15) 第15回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成16年7月22日)	
(16) 第16回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成16年9月16日)	
(17) 第17回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(平成16年10月15日)	
<u>7. 合併手続き</u>	28
(1) 合併協定調印式	
(2) 合併関連5議案が3町村議会で可決	
(3) 県知事へ合併申請	
(4) 県議会で廃置分合関係議案の可決	
(5) 合併決定書の交付	
(6) 官報にて告示	
<u>8. 各種資料</u>	30
(1) 合併協定項目	30
(2) 合併協定書	32
(3) 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局名簿	39
(4) 新町の名称について	39
(5) 組織図(協議会・幹事会・専門部会・分科会・審議会)	
(6) 美郷町組織図(案)	

1. 3 町村の概要

(1) 総合計画

地方自治法第2条第4項に規定する基本構想については、各町村とも計画期間を8年間から10年間と長期に定め、それぞれの基本理念に基づき地域住民の福祉の向上、生活基盤の整備、教育の充実等まちづくりを進めている。構想期間の最終年次が最も早く訪れるのが六郷町の平成17年度、次が仙南村の平成20年度、そして千畑町の平成21年度となっている。各町村の基本構想における指針は下記のとおりである。

千畑町

計画の名称	第4次千畑町基本構想
計画期間	平成12年度～平成21年度（10年間）
基本理念	潤いのある、快適な、魅力ある、健康で明るい町づくり
めざすまちづくりの指標	潤いのある快適な町づくり 自然環境を生かした活力あふれる産業の振興 健康で生きがいと心の触れ合う福祉の充実 想像力豊かな町民性を育む生涯教育の推進

六郷町

計画の名称	第三次六郷町総合計画
計画期間	平成8年度～平成17年度（10年間）
基本理念	健康で豊かな明るい心のふれあう町づくり
めざすまちづくりの指標	きまりを守り、安全で明るい、住み良い町をめざして 家庭をだいじにし、からだをきたえ、心のふれあう町をめざして 働くことに誇りと意欲をもち活力ある豊かな町をめざして 教養を高め、生きがいのある、教育文化の町をめざして

仙南村

計画の名称	第五次仙南村総合発展計画
計画期間	平成13年度～平成20年度（8年間）
基本理念	より一層政策（Still more）
めざすまちづくりの指標	より一層、ともに考え、ともに生きていくために より一層、私たちが守っていかなければならないもの より一層、地域産業を活性化させるためには より一層、身近に感ずる道路網 より一層、住み良さが実感できる生活環境 より一層、安心できる生活 より一層、健やかに過ごす生活 より一層、地域とともに学ぶために より一層、生き生きと働くために より一層、行政サービスを向上させるために

(2) 地勢、位置

三町村は秋田県の南東部にある仙北平野にあって、北から千畑町、六郷町、仙南村の順に並び、奥羽山脈を境に岩手県と接している。町村土の面積は千畑町の87.58平方kmが最も大きく、仙南村の41.16平方km、六郷町の39.06平方kmの順となっている。合計面積は167.80平方kmで、郡内では西仙北町（168.40平方km）程度の広さとなる。三町村の西側は標高40mから50mで、発達した扇状地の扇端部にあって肥沃な土壌に恵まれ県内有数の穀倉地帯を形成している。

全体の土地の形態は主に宅地、農用地、山林で構成され、宅地が全体の3.4%（5.7平方km）、農用地が41.8%（70.10平方km）、山林が43.0%（72.18平方km）と可住地、非可住地が東西に二分しているという特徴をもっている。

気候は比較的温暖で、夏は高温多湿、冬は降雪が続き寒暖の差も大きい。冬期間の積雪は平均的に平野部で150cm前後、山間部では200cmにも達し、町村民の生活に大きな影響を与えている。

(3) 沿革

千畑町は、昭和30年3月に千屋村と畑屋村の2カ村が合併して千畑村が誕生。翌年には畑屋の一部（鑓田地域）が六郷町に編入された。昭和61年3月に町制を施行し現在に至っている。

六郷町は、明治22年に町村制発布された2年後、明治24年7月をもって大曲市とともに町制施行した。その後昭和31年3月には当時の町村合併促進法の施行により、千畑村との境界変更による鑓田地域の編入があり、現在に至っている。

仙南村は、昭和31年9月に町村合併促進法により飯詰村と金沢西根村が合併して仙南村が誕生した。その後昭和33年4月には横手市金沢地区の一部が分市合併し現在に至っている。

(4) 人口

三町村の人口は、平成12年国勢調査で千畑町が8,540人と最も多く、次いで仙南村の8,381人、六郷町の7,286人の順であり合計で24,207人となっている。昭和55年を基準に平成12年までの総人口をみると、各町村ともに加速しながら漸減している。

その内訳も各町村同様の動きを見せており、年少人口（15歳未満人口）が総人口の率を上回って減少している。納税者の中核である生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）も一桁台後半の比率で減少している。一方、老年人口（65歳以上人口）は、平成7年をピークに比率が落ち着いているものの、増加傾向を続けている状況である。

以上のように各町村とも人口規模及び推移について似ている町村同士であるといえる。ただ、これを世帯数との関係で見ると、一世帯当りの世帯員数は核家族化の進行で六郷町が3.39人と極端に少なく、千畑町、仙南村はそれぞれ4.03人、4.13人と一世帯当たり4人を保っている。

日本統計協会資料から平成32年までの推計人口をみると、各町村とも総人口は減少を続けると予想されている。特に年少人口は拍車をかけるかのように減少を続け、三町村を合計しても2,000人に満たない（1,797人）状態、いわば超少子化社会とも呼ぶべき状態になる。生産年齢人口も少子化時代の人口がこの年齢層に移行するとともに社会動態の影響も加わることで9,899人と一万人を割る状態が訪れる。その一方、高齢化社会はほぼ横ばいになると推計している。

(5) 広域的業務

現在、三町村が属している一部事務組合はほぼ同じである。広域行政機構（一般業務、消防、斎場、知的障害者福祉施設等）は大曲仙北広域市町村圏組合、し尿及びごみ処理は大曲市外九カ町村清掃事業組合、介護保険事務は仙北東部介護保険事務所（来年4月からは大曲市及び仙北郡一体化）に所属している。千畑町はこのほか老人福祉施設の運営を行う仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合（千畑町、太田町、仙北町）にも所属している。

(6) 特別職の任期、報酬等 - 改定前の報酬額 -

三町村とも町村長、助役、収入役、教育長（以下「四役」という。）に欠員はいない。

議会議員については各町村とも法定数を減少させており、三町村ともに16人で合計すると48人となる。なお、平成15年1月から地方自治法の改正により、三町村とも法定数が18人となった。

町村長の任期は、六郷町が平成16年7月、仙南村が同年8月、千畑町が平成18年5月であり、議会議員については、六郷町が平成15年4月、千畑町が平成16年3月、仙南村が平成17年9月となっている。

四役及び議会議員の給料、報酬についてはほぼ同様の金額であり、それぞれ2、3万円の開きがある程度である。月額を平均すると、町村長が862,667円、助役が642,333円、収入役が605,000円、教育長が575,333円である。また、議会は議長が301,333円、副議長が275,333円、議員263,667円となっている。

(7) 職員

町村の職員は、各町村とも条例定数を下回る員数で業務を遂行している。千畑町が114人で最も多く、次いで仙南村101人、六郷町92人という状況である。職員の合計数を年代別構成比からみると50歳から55歳までの職員が23.8%と多く、次いで40歳から45歳の17.3%である。一方、36歳から39歳の職員は3.9%と少ない。

平均年齢では一般職の三町村の平均が42歳2ヵ月で町村間にあまり差がない。現業職は45歳7ヵ月だが、六郷町、仙南村がそれぞれ44歳3ヵ月、42歳であるのに比べ、千畑町は50歳6ヵ月とやや高い。適用している給料表は一般行政職がいずれも8級制を、現業職では5級制を採用している。ラスパイレス指数は各町村とも92%前後である。

(8) 施策等

- 使用料、手数料 -

戸籍・住民基本台帳関係、狂犬病予防法関係、税務関係、公簿閲覧、督促等の手数料は、各町村ともほぼ同じ金額である。

簡易水道料金の10立方m当りの月額、施設の規模等があるため六郷町の950円から千畑町の1,470円まで差がある。

- 保健、衛生 -

健康診断の種目に差異はないが、対象者は千畑町が広い。結核検診も他の2町村が18歳以上であるのに対し16歳以上である。また、胃がん検診、大腸がん検診についても30歳以上と他の2町村より10歳広い範囲を対象としている。また、個人負担金も低い。

- 民生、福祉 -

生活保護級地は三町村とも3級地-2である。保護率(人口千人当りの生活保護者数)では、六郷町が6.2%で最も高く、仙南村が3.5%と低い。

児童福祉として、保育施設は各町村1施設ずつあるが、千畑町の施設充足率が定員の関係で67.7%と低い。認可保育所の保育料(月額)を3歳児の年間所得税額50,000円階層でみると、最も高額が六郷町の月額27,000円で、千畑町の10,000円に比べ較差が大きい。放課後児童クラブは、六郷町と千畑町で実施している。また、児童手当と類似した制度として、六郷町が新生児に対して20,000円、仙南村が30,000円の一時金を支給している。

老人福祉では、在宅介護及び生活支援として類似の各種施策を実施している。介護保険制度の施行により、各町村とも介護予防等周辺事業に力を入れている傾向にある。施設の面でも、特別養護老人ホーム、ショートステイ施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センターといったかつての在宅主要施設が整備されているが、運営主体はそれぞれ法人であったり、一部事務組合であったりと異なっている。加えて近年老人保健施設、ケアハウス、高齢者生活支援ハウスといった施設整備が六郷町、仙南村で実施されている。ホームヘルパー数では、千畑町が44人(仙南村19人、六郷町12人)と最も多い。

- ごみ -

ごみの収集運搬については、各町村とも大曲市外九カ町村清掃事業組合に加入していることからほぼ同様の形態で実施している。また、種類別ごみの排出量に合わせて収集しているため、回数には若干の差異がある。ごみ収集運搬の有料化は各町村とも実施していない。各世帯へのリサイクル支援として、六郷町と仙南村が経費補助を実施している。

- 消防 -

各町村とも非常備消防として消防団を組織し、同様の防火対策を行っている。

- 社会基盤 -

上水道普及率は、仙南村が84.7%と最も高く、次いで千畑町の56.7%である。生活用水を地下水に依存している六郷町は、10.3%と極端に低い。

下水道等普及率は、千畑町が39.3%と最も高く、次いで六郷町が35.9%、仙南村が20.4%であるが、これに合併浄化槽等を入れた水洗便所設置率に限ってみると、順位は逆転し仙南村が44.0%、千畑町が22.8%、六郷町が11.0%という現状である。

公園整備では、千畑町が人口1人当たり公園面積63.6㎡(六郷町25.2㎡、仙南村9.0㎡)と広い。

都市計画区域を擁しているのは六郷町だけである。

町村営住宅は、六郷町が123戸で多く、仙南村が31戸、千畑町が8戸となっている。

町村道の改良率は仙南村が54.4%と最も高い。六郷町は41.2%、千畑町は39.3%である。舗装率でも仙南村が46.6%、次いで六郷町が46.1%、千畑町が39.9%である。

- 教育 -

学校教育関係では、各町村とも小学校、中学校、幼稚園及び給食センターといった必要施設が設置されている。なお、幼稚園の施設充足率は保育園同様定員の関係で仙南村が48.5%と低い。

- 文教施設 -

文教施設では、各町村とも公民館、体育館、野球場といった施設が整備されている。ほかに六郷町で

は図書館、児童館が設置されている。

- 商工振興 -

商工振興では、各町村とも中小企業振興資金の貸付を行っているが、その利子補給を行っているのは仙南村だけである。

(9) 税金

普通税以外の税金である目的税は、各町村とも国民健康保険税のみである。

普通税については、各町村とも標準税率を採用している。都市計画区域を有する六郷町では都市計画税を賦課しておらず、入湯税も六郷町では賦課していない。

目的税である国民健康保険税では、賦課限度額を除き差異がある。

医療費分の所得割では六郷町が6.60%と最も高く、千畑町が5.20%と最も低い。資産割では仙南村が32.17%と最も高く、六郷町が20.00%と最も低い。均等割も仙南村が1人当たり23,400円と最も高く、千畑町が18,000円と最も低い。平等割で最も高いのは六郷町の30,000円で、最も低いのは仙南村の25,500円である。

介護納付金分の所得割は各町村とも0.65%から0.90%とほぼ同程度の率である。資産割は仙南村が5.50%と最も高く、六郷町が2.60%と最も低い。均等割については六郷町が1人当たり6,600円と最も高く、千畑町が5,000円、仙南村が4,900円と続く。一方平等割は千畑町が4,300円と最も高く、六郷町の2,300円が最も低い。

(10) 基金・地方債

積立基金と定額運用基金を平成13年度決算にみると、積立基金のうち財政調整基金は各町村とも500,000千円から700,000千円(六郷町500,000千円、千畑町696,911千円、仙南村550,000千円)程度、減債基金は150,000千円前後(六郷町176,148千円、千畑町148,361千円、仙南村170,000千円)である。その他積立基金では、仙南村が1,690,726千円と最も多く、次いで千畑町の530,705千円、六郷町の284,040千円である。

定額運用基金では、各町村とも土地開発基金が100,000千円以下、その他定額運用基金が50,000千円以下の金額である。

平成13年度決算における地方債現在高(一般会計分と特別会計分)は、千畑町の8,282,257千円と最も多く、仙南村が7,381,888千円、六郷町が4,675,008千円という順である。平成14年度以降支出予定の債務負担行為額は、千畑町の933,694千円が最も多く、六郷町、仙南村はそれぞれ554,386千円、517,175千円と同程度である。

主な財政指標に関しては各町村とも突出した数値はなく、平成13年度決算で経常収支比率が平均で80.0%、経常一般財源比率が平均61.5%、財政力指数が平均0.205、公債費比率が平均13.0%、起債制限比率が平均9.3%となっている。ただし、標準財政規模に占める実質収支額の割合である実質収支比率は、仙南村が11.4%と高く、千畑町7.9%、六郷町6.5%と続いている。

2. これまでの経緯

3 町村での取り組みについて掲載しております。

【平成14年】

- 9月24日・・・ 町村長、正副議長が仙北東部地区の合併研究会設立について協議
3 町村議員研修会が開催され、3 町村での合併協議開始について意見一致
- 9月30日・・・ 町村長、議会議長が仙北町、太田町に対し研究会への参加を申し入れする
町村長、議会議長が市役所を訪れ、大曲市から要請があった任意協議会への不参加を伝える
5 月中旬に大曲市が大曲仙北管内13 町村に任意協議会への参加を要請
- 10月 8日・・・ 第1回仙北東部合併研究会を開催、研究会設置要綱、役員の選任、事業計画について協議
- 10月22日・・・ 三町村議会議員との意見交換会を開催
- 10月25日・・・ 第2回仙北東部合併研究会を開催、任意協議会の設立、重点支援地域指定について協議
- 11月 6日・・・ 三町村で仙北東部合併推進協議会（任意）を設立、規約規程、役員の選任、事業計画、予算を協議
秋田県知事より合併重点支援地域指定書の交付を受ける
仙南村役場内に事務所を設置する
- 11月21日・・・ 山梨県南アルプス市準備室を事務局員が視察
- 12月 3日・・・ 第2回仙北東部合併推進協議会を開催、事務事業実態調査、合併推進事業、財政推計について報告
三町村議会議員との意見交換会を開催。三町村で事務事業実態調査を開始
- 12月25日・・・ 第3回仙北東部合併推進協議会を開催、法定協議会の設立を協議

【平成15年】

- 1月17日・・・ 第4回仙北東部合併推進協議会を開催、基本合意項目を検討
- 1月22日・・・ 三町村議会議員との意見交換会を開催
- 2月 5日・・・ 第5回仙北東部合併推進協議会を開催
合併協議に関する基本方針を決定
- 2月 6日・・・ 三町村議会議員との意見交換会を開催
- 2月10日・・・ 仙北東部地域イントラネット基盤施設整備事業の補助内示
- 2月19日・・・ 各町村において臨時議会を召集し、法定協議会設置に伴う関係議案を可決
- 2月21日・・・ 専門部会準備会開催
～ 24日
- 2月26日・・・ 仙北東部地域イントラネット基盤施設整備事業補助金申請書を提出
- 2月28日・・・ 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会設置調印式
第1回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 3月27日・・・ 第2回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 3月28日・・・ 第1回新町将来構想・建設計画審議会を開催
- 3月31日・・・ 仙北東部地域イントラネット基盤施設整備事業の補助決定
- 4月 4日・・・ 合同分科会を開催（以後、随時開催）
- 4月 7日・・・ 合同専門部会を開催（以後、随時開催）
- 4月 9日・・・ 第1回幹事会を開催（以後、随時開催）
- 4月17日・・・ 第3回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 5月 8日・・・ 六郷町議会臨時会において、仙北東部地域イントラネット事業関連議案が可決
（契約締結）
- 5月15日・・・ 第4回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
湖東三町合併懇談会が協議会を傍聴
- 5月23日・・・ 第2回新町将来構想・建設計画審議会を開催
- 5月28日・・・ 岩手県宮守村議会が視察
- 6月 2日・・・ 新町名称を募集
～ 8月22日

- 6月 5日・・・ 第3回新町将来構想・建設計画審議会を開催
- 6月19日・・・ 第5回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 6月24日・・・ 協議会委員が宮城県加美町を視察
- ～25日
- 7月 3日・・・ 新しいまちづくりアンケートの実施
- ～21日
- 7月 6日・・・ 住民説明会を開催
- ～15日
- 7月16日・・・ 岩手県遠野市を視察（福祉保健システム）
- 7月17日・・・ 第6回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 7月23日・・・ 岩手県宮古市を視察（総合窓口）
- 8月 5日・・・ 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会が視察
- 8月21日・・・ 第7回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 8月23日・・・ 市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2004 in盛岡
- 9月 4日・・・ 町村合併に関する3町村議会議員説明会を開催
- 9月18日・・・ 第8回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 9月26日・・・ 第4回新町将来構想・建設計画審議会を開催
- 10月 3日・・・ 第5回新町将来構想・建設計画審議会を開催
- 10月 7日・・・ 青森県倉石村議会が視察
- 10月 8日・・・ 長野県千曲市を事務局員が視察
- 10月 9日・・・ 岐阜県瑞穂市を事務局員が視察
- 10月16日・・・ 第9回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 10月21日・・・ 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局が視察
- 10月24日・・・ 第6回新町将来構想・建設計画審議会を開催
- 11月10日・・・ 住民説明会を開催
- ～11日
- 11月14日・・・ 第7回新町将来構想・建設計画審議会を開催
- 11月25日・・・ 第10回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 11月26日・・・ 香川県さぬき市を事務局員が視察
- 11月26日・・・ 新町建設計画を県と本協議
- 11月27日・・・ 香川県東かがわ市を事務局員が視察
- 12月 1日・・・ 事務局に3名増員
- 12月 4日・・・ 県合併支援本部会議が開催され、新町建設計画が承諾される
- 12月 9日・・・ 湯田町沢内村任意合併協議会事務局が視察
- 12月11日・・・ 町村合併に関する3町村議会議員説明会を開催
- 12月18日・・・ 第11回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 12月19日・・・ 職員説明会（協議項目・建設計画・新町準備事務）
- ～24日

【平成16年】

- 1月 8日・・・ 鷹巣阿仁地域任意合併協議会事務局が視察
- 1月22日・・・ 第12回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 仙北東部地区地域イントラネット開通式
- 1月28日・・・ 宮城県加美町を事務局員が視察
- 1月30日・・・ 3町村商工会が合併調印式を挙行
- 2月13日・・・ 横手平鹿合併協議会事務局が視察
- 2月17日・・・ 3町村議会議員説明会
- 2月20日・・・ 千畑町・六郷町・仙南村合併協定調印式
- 2月23日・・・ 各町村議会臨時会において廃置分合関連議案を可決
- 合併関連協議書の調印
- 2月24日・・・ 秋田県知事に合併申請
- 3月 9日・・・ 県議会において配置分合関連議案を可決
- 3月 9日・・・ 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局が視察

- 3月10日・・・ 合併決定書（写）の交付
- 3月11日・・・ 横手平鹿合併協議会事務局が視察
- 3月17日・・・ 第13回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 3月25日・・・ 総務大臣告示
- 4月15日・・・ 新町町章デザインを募集
- ～5月14日
- 4月21日・・・ 田沢湖・角館・西木合併協議会事務局が視察
- 4月22日・・・ 宮古市・田老町・新里村合併協議会委員、事務局が視察
- 4月23日・・・ 合併連絡会議（総務省）
- 4月26日・・・ 福井県あわら市を事務局員が視察
- 4月27日・・・ 3町村社会福祉協議会が合併調印式を挙行
- 4月28日・・・ 能代山本市町村合併任意協議会事務局が視察
- 5月11日・・・ 花巻地方任意合併協議会事務局が視察
- 5月20日・・・ 第14回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 5月30日・・・ 市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2004 in 宮城
- 5月31日・・・ 町村合併に関する3町村議会議員説明会を開催
- 6月10日・・・ 湯沢雄勝合併協議会事務局が視察
- 6月18日・・・ 職員説明会（事務組織・グループウェア・庁舎改修等）
- 6月21日・・・ 大館市・田代町合併協議会事務局が視察
- 6月23日・・・ 八郎潟町議会議員、事務局が視察
- 6月30日・・・ 市町村合併関連三法説明会
- 7月 9日・・・ 横手平鹿合併協議会事務局が視察
- 7月13日・・・ 福島県金山町議会総務文教常任委員会が視察
- 7月14日・・・ 職員説明会（平成16年度町村決算調製・予算編成）
- ～15日
- 7月16日・・・ 第1回新町特別職報酬等審議会を開催
- 7月22日・・・ 第15回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 7月23日・・・ 西根町・松尾村・安代町合併協議会委員、事務局が視察
- 7月27日・・・ 横手平鹿合併協議会事務局が視察
- 8月 5日・・・ 市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2004（東京）
- 8月12日・・・ 3町村議会議員説明会を開催
- 8月17日・・・ 職員説明会（事務引継ぎ、例規整備）
- 8月18日・・・ 第2回新町特別職報酬等審議会を開催
- 8月21日・・・ 住民説明会を開催
- ～22日
- 8月24日・・・ 指定金融機関等説明会
- 8月25日・・・ 3町村議会議員説明会を開催
- 9月 2日・・・ 庄内中央合併協議会電算部会が視察
- 9月13日・・・ 美郷町人事内示
- 9月16日・・・ 第16回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 9月17日・・・ 新町管理職説明会
- 9月22日・・・ 新町管理職ヒアリング
- 9月28日・・・ 青森県福地村企画振興課が視察
- 10月 6日・・・ 職員説明会（引越し）
- 10月 7日・・・ 皆瀬村総務課が視察
- 10月15日・・・ 第17回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を開催
- 10月20日・・・ 3町村議会議員説明会
- 10月21日・・・ 職員説明会（新町各課からの連絡事項）
- 10月22日・・・ 千畑町閉町式、六郷町閉町式
- 10月24日・・・ 仙南村閉村式
- 10月25日・・・ 引越し作業本格化（29日～電算、什器、文書引越し）
- 10月29日・・・ 各庁舎閉庁式
- 11月 1日・・・ 美郷町開庁式

3. 仙北東部合併研究会

(1) 委員名簿

(会長)	六郷町長	坂本茂弘		
(副会長)	千畑町長	藤嶋長右工門	仙南村長	松田知己
(担当課長)	六郷町企画課長 仙南村総務課長	小原正彦 森川福蔵	千畑町企画課長	山内英世
(担当者)	六郷町企画課	千畑町企画課	仙南村総務課	

(2) 例規

仙北東部合併研究会設置要綱

(設置)

第1条 仙北東部地域の賛同する町村は、当該地域内の合併を推進するため、仙北東部合併研究会（以下、「研究会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 研究会は、仙北東部地域のまちづくりや効率的な行政サービスのあり方について研究、協議を行い、調整を図りながら、合併を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 研究会は各町村の長、合併担当課長及び合併担当職員をもって組織する。

(役員)

第4条 研究会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長2名

2 会長及び副会長は各町村長の中より選出する。

(役員職務)

第5条 会長は研究会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、各町村から2名以上の出席がなければ開くことができない。

(関係職員等の出席)

第7条 研究会は必要に応じて仙北東部参加町村の関係職員、また県職員等を会議に出席させ説明、または助言を求めることができる。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は会長の町村に置く。

(会計)

第9条 研究会に必要な経費は、仙北東部参加町村の負担金その他の収入を持って充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成14年10月8日から施行する。

(3) 事業計画・予算・決算

事業計画

1. 先進地視察

《視察先候補》

* 中部上北合併協議会（青森県：上北町、七戸町、東北町、天間林村）

* 津軽北部地方合併協議会（青森県：金木町、中里町、市浦村、小泊村）

* 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会（秋田県：仁賀保町、金浦町、象潟町）

2. 合併効果シミュレーション作成

* 合併した場合の比較検討をする。

3. 啓発用パンフレット作成配布

* 合併効果シミュレーションの結果等を掲載し、全戸配布する。

4. 協議会設立に向けた準備作業

* 任意協議会、法定協議会設立に向けた準備作業（規約、予算等）を行う。

5. 仙北東部合併研究会の設置報告並びに市町村合併に係る意見交換会の開催

仙北東部合併研究会予算・決算

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 負担金	1 負担金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
2 県支出金	1 県補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
3 諸収入	1 預金利子	1,000	0	0	0
歳入合計		2,501,000	2,500,000	2,500,000	0

歳出

款	項	予算現額	支出済額	不用額	説明
1 運営費	1 事務費	261,248	261,248	0	旅費 67,970 消耗品費 193,278
	2 事業費	2,238,752	2,238,752	0	旅費 442,278 印刷製本費 434,654 食糧費 17,415 燃料費 9,835 振込手数料 840 事務実態洗出 1,323,000 有料道路使用料 10,730
2 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	
歳入合計		2,501,000	2,500,000	1,000	

4. 仙北東部合併推進協議会（任意協議会）

(1) 委員等名簿

委員

職名	氏名	備考
会長	坂本茂弘	六郷町長
副会長	藤嶋長右工門	千畑町長
副会長	松田知己	仙南村長
委員	佐々木順吉	六郷町議会議長
委員	後松一成	千畑町議会議長
委員	伊藤光明	仙南村議会議長

監事

職名	氏名	備考
監事	高橋優	千畑町収入役
監事	久米力	仙南村収入役

(2) 例規

仙北東部合併推進協議会 規約

(設置)

第 1 条 仙北東部地域の賛同する町村は、合併に関する諸問題について調査、検討を行うため、仙北東部合併推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 仙北東部地域の合併に係る協議項目に関する事項

(2) 新町建設計画の調査に関する事項

(3) その他仙北東部地域の合併に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員及び顧問をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

(1) 各町村の長

(2) 各町村の議会の議長

3 顧問は、各町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 2 人

2 会長及び副会長は、前条第 2 項に定める協議会の委員の互選により定める。

(役員等の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 顧問は、協議会の調査及び検討について助言等を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときに招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 その他運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の事務所の位置)

第 7 条 協議会の事務所は、各町村の長が協議して定めた場所に置く。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、各町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第 9 条 協議会の運営に要する経費は、各町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監事)

第 10 条 協議会に監事を置く。

2 監事は、各町村の収入役の中から会長が指名する。

3 監事は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 11 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 12 条 委員(第 3 条第 2 項第 2 号の規定による者に限る。)及び顧問は報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 委員(第 3 条第 2 項第 1 号の規定による者に限る。)及び監事は費用弁償を受けることができる。

3 前 2 項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 1 月 6 日から施行する。

仙北東部合併推進協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙北東部合併推進協議会規約(以下「規約」という。)第8条第3項の規定に基づき、仙北東部合併推進協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項。

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及びまちづくり班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 班相互間の連絡及び調整

3 班長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (2) 分掌する事務の管理

4 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件につき50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (3) 各町村との連絡調整に関すること。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (5) 職員の出張命令等に関すること。
- (6) その他輕易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、事務局の所在する町村の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町村の負担とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月 6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	1 予算編成に関する事。 2 庶務及び会計に関する事。 3 合併の諸手続きに関する事。 4 協議会の会議に関する事。 5 合併に係わる資料の編纂に関する事。 6 人事に関する事。 7 報酬等支給に関する事。 8 合併の方式及び期日に関する事。 9 新町の名称、事務所の位置に関する事。 10 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事。 11 特別職の職員、一般職の職員の身分の取扱いに関する事。 12 組織及び機構に関する事。 13 一部事務組合等の取扱いに関する事。 14 国、秋田県との連絡調整に関する事。 15 協議会だより、ホームページに関する事。 16 その他、他の班に属さないこと。
調 整 班	1 財産の取扱いに関する事。 2 地方税の取扱いに関する事。 3 条例、規則等の取扱いに関する事。 4 使用料、手数料等の取扱いに関する事。 5 補助金、交付金等の取扱いに関する事。 6 町・字名の取扱いに関する事。 7 公共的団体の取扱いに関する事。 8 慣行の取扱いに関する事。 9 国民健康保険事業の取扱いに関する事。 10 介護保険事業の取扱いに関する事。 11 消防団の取扱いに関する事。 12 各種事務事業の取扱いに関する事。 13 電算システムの調整に関する事。
まちづくり班	1 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成に関する事。 2 行財政現況調査に関する事。 3 財政計画に関する事。 4 行財政のシミュレーションに関する事。

別表第2（第9条関係）

名 称	仙北東部合併推進協議会 会長印
ひな形	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 協 合 仙 議 併 北 会 推 東 長 進 部 印 </div>
寸 法	21 mm × 21 mm
書 体	てん書体
用 途	対外全般

仙北東部合併推進協議会 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙北東部合併推進協議会規約(以下「規約」という。)第12条の規定に基づき、任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員及び顧問の報酬は、日額5,000円とする。ただし、地方公共団体の一般職については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の委員及び監事(以下「協議会委員等」という。)が、協議会の会議等に出席したときは、費用弁償として1,000円を支給する。ただし、各町村長、収入役及び地方公共団体の一般職については、これを支給しない。

(支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する旅費については、事務所所在町村の例により支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月6日から施行する。

仙北東部合併推進協議会 財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、仙北東部合併推進協議会規約第11条の規定に基づき、仙北東部合併推進協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、仙北東部合併推進協議会規約第9条の規定に基づく各町村の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、予算を調整し、協議会の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算を協議会の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算を協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく合併協議会設置後ただ

ちに協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町村長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年11月6日から施行する。

2 第2条第2項に規定する予算は、協議会が設置された平成14年度の予算に限り、会長が第1回の協議会に報告し承認を得るものとする。

別表第1(第4条関係)歳入予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 負担金	1 負担金	項の区分名称による。
2 県補助金	1 県補助金	
3 諸収入	1 預金利子	
	2 雑入	

別表2(第4条関係)歳出予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 運営費	1 事務費	地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分を準用する。
2 事業費	1 会議費	
	2 事業費	
3 予備費	1 予備費	

別紙資料1 財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第5条	預金預入金融機関	別に定める	別紙資料2のとおり
2	第6条第1項	協議会出納員	別に定める	別紙資料2のとおり
3	第9条第1項	収入支出の手続き様式	別に定める様式	別紙資料2のとおり
4	第9条第2項	その他の出納管理帳簿	詳細未定事項	別紙資料2のとおり

別紙資料2

1. 仙北東部合併推進協議会の現金預入金融機関について(第5条第2項関係)

仙北東部合併推進協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。

記

事務所所在町村の指定金融機関

2. 会長が命ずる協議会出納員について(第6条第1項関係)

仙北東部合併推進協議会の出納員には、下記のものに命ずる。

記

仙北東部合併推進協議会事務局総務班の班長及びその他の職員

3. 収入及び支出の手続きについて(第9条第1項関係)

収入及び支出の手続き様式については、各町村の例により協議調整し別途様式を事務局で

定める。

4. 出納管理を行うその他必要な帳簿について（第9条第2項第2号関係）
出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳の外必要に応じ事務局で定める。

仙北東部合併推進協議会 会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、仙北東部合併推進協議会規約（以下「規約」という。）第6条第4項の規定に基づき、仙北東部合併推進協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長は、規約第6条第3項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調整するものとする。

（1）開催日時及び場所

（2）出席委員等の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）その他会長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長の町村の例により行うものとする。

（規律）

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（関係者の出席）

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月6日から施行する。

仙北東部合併推進協議会 会議傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北東部合併推進協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、仙北東部合併推進協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は30人とする。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、仙北東部合併推進協議会の事務局において、傍聴人受付簿に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月6日から施行する。

(3) 事業計画・予算・決算

仙北東部合併推進協議会 事業計画

1. 法定協議会設立準備
 - (1) 規約、要綱等の整備
 - (2) 全体スケジュールの作成 《合併までのスケジュール》
 - (3) 予算の作成 《平成14年度補正予算、平成15年度当初予算》
 - (4) 委員の選任 《委員の構成、関係機関との調整》
 - (5) 所定の事務手続き 《関連議案、県知事への届出書類作成》
2. 県との連絡調整
 - (1) スケジュール調整作業
 - (2) 各種届出事務処理に関する協議
3. 事務現況調査
 - (1) 調整項目の洗い出し作業
 - (2) 各町村職員に対する説明会の開催
4. ホームページの開設
5. 新町構想及び新町建設計画策定準備
 - (1) 住民意向の把握
 - (2) 各町村の事業計画調査

仙北東部合併推進協議会 予算・決算

歳入

単位：円

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 負担金	1 負担金	7,200,000	7,200,000	7,200,000	0
2 県支出金	1 県補助金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0
3 諸収入	1 預金利子	1,000	4	4	0
	2 雑入	1,000	2	2	0
歳入合計		12,202,000	12,200,006	12,200,006	0

歳出

単位：円

款	項	予算現額	支出済額	不用額	説明
1 運営費	1 事務費	3,919,688	3,918,882	806	消耗品費 481,131
					印刷製本費 367,481
					光熱水費 120,000
					通信運搬費 107,560
					事務機器借上料 526,200
					工事請負費 199,750
					事務用備品 2,117,010
2 事業費	1 会議費	90,000	90,000	0	報酬 75,000
					旅費 15,000
	2 事業費	8,192,312	8,191,124	1,188	旅費 360,620
					消耗品費 941,587
					印刷製本費 779,625
					食糧費 483,917
					会議録作成 121,275
					合併推進事業 5,504,100
3 予備費	1 予備費	0	0	0	
歳入合計		12,202,000	12,200,006	1,994	

5. 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

(1) 委員名簿

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 委員名簿(平成16年 5月20日 現在)

委員 番号	区 分		氏 名
	会 長	六郷町長	坂 本 茂 弘
	副会長(職務代理者)	千畑町長	藤 嶋 長右工門
	副会長	仙南村長	松 田 知 己
1	4号委員(識見を有する者)	仙南村	藤 田 昭 子
2	2号委員(議会議長)	千畑町議会議長	後 松 一 成
3	3号委員(議会議員)	千畑町議会議員	大久保 伸 一
4	3号委員(議会議員)	仙南村議会議員	泉 谷 理毅男
5	3号委員(議会議員)	六郷町議会議員	飛 澤 龍右工門
6	4号委員(識見を有する者)	六郷町	高 柳 照 見
7	3号委員(議会議員)	六郷町議会議員	熊 谷 良 夫
8	4号委員(識見を有する者)	千畑町	石 田 靖 子
9	4号委員(識見を有する者)	仙南村	鶴 谷 二 郎
10	4号委員(識見を有する者)	仙南村	中 田 龍 雄
11	4号委員(識見を有する者)	千畑町	進 藤 敏 美
12	4号委員(識見を有する者)	六郷町	小 西 玄太郎
13	2号委員(議会議長)	六郷町議会議長	佐々木 順 吉
14	4号委員(識見を有する者)	六郷町	橋 本 智登世
15	3号委員(議会議員)	仙南村議会議員	佐 藤 時 夫
16	4号委員(識見を有する者)	千畑町	高 橋 勝 弘
17	2号委員(議会議長)	仙南村議会議長	伊 藤 光 明
18	3号委員(議会議員)	千畑町議会議員	高 橋 正 治
19	4号委員(識見を有する者)	仙北地域振興局長	本 間 智

(2) 例規 別添資料

(3) 平成14年度予算・決算

平成14年度千畑町・六郷町・仙南村合併協議会予算・決算

歳入

単位：円

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 負担金	1 負担金	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0
2 諸収入	1 預金利子	1,000	0	0	0
	2 雑入	1,000	0		0
歳入合計		1,202,000	1,200,000	1,200,000	0

歳出

単位：円

款	項	予算現額	支出済額	不用額	説明
1 運営費	1 事務費	466,660	455,623	11,037	需用費 282,629
					役務費 41,994
					使用料及び賃借料 131,000
2 事業費	1 会議費	453,000	433,323	19,677	報酬 312,000
					需用費 32,323
	2 事業費	235,000	173,828	61,172	使用料及び賃借料 89,000
					旅費 0
					需用費 147,840
					委託料 25,988
3 予備費	1 予備費	47,340	43,340	0	
歳入合計		1,202,000	1,062,774	139,226	

(4) 平成15年度予算・決算

平成15年度千畑町・六郷町・仙南村合併協議会予算・決算

歳入

(単位：円)

款	項	目	節	予算 現額	調定額	収入済 額	収入 未済額
1 負担 金	1 負担 金	1 負担 金	1 負担 金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	0
2 県補 助金	1 県補 助金	1 県補 助金	1 県補 助金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0
3 繰越 金	1 繰越 金	1 繰越 金	1 前年 度繰 越金	137,000	137,226	137,226	0
4 諸収 入	1 預金 利子	1 預金 利子	1 預金 利子	1,000	88	88	0
	2 雑入	1 雑入	1 雑入	1	20,000	20,000	0
歳入合 計				35,139,000	35,157,314	35,157,314	0

歳出

(単位：千円)

款	項	目	予算現額	支出済額	不用額	説 明
1 運 営費	1 事 務費	1 事 務費	6,782,000	6,019,739	762,261	需用費 2,187,192 役務費 700,722 使用料及び賃借料 2,046,860 備品購入費 1,084,965
2 事 業費	1 会 議費	1 会 議費	6,556,235	6,145,962	410,273	報酬 1,830,000 需用費 3,578,787 使用料及び賃借料 737,175
	2 事 業費	1 事 業費	21,403,315	21,356,289	47,026	報償費 99,045 旅費 1,487,520 需用費 4,125,765 役務費 229,435 委託料 15,414,524
3 予 備費	1 予 備費	1 予 備費	397,450	0	397,450	
歳入 合計			35,139,000	33,521,990	1,617,010	

(5) 平成16年度予算

平成16年度千畑町・六郷町・仙南村合併協議会予算

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 負担金	19,500	30,000	10,500	6,500×3
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 前年度 繰越金	1	1	0	
3 諸収入	1 預金利 子	1 預金利 子	1 預金利 子	1	1	0	
	2 雑入	1 雑入	1 雑入	1	1	0	
県補助金(廃止)				0	5,000	5,000	
歳入合計				19,503	35,003	15,500	

歳出

(単位：千円)

款	項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	説明
1 運営費	1 事務費	1 事務 費	2,817	6,682	3,865	需用費 1,100 役務費 400 使用料及び賃借料 1,317
2 事業費	1 会議費	1 会議 費	1,302	3,424	2,122	報酬 558 需用費 400 使用料及び賃借料 344
	2 事業費	1 事業 費	14,670	24,051	9,381	旅費 700 需用費 3,820 委託料 10,150
3 予備費	1 予備費	1 予備 費	714	846	132	
歳入合計			19,503	35,003	15,500	

6. 合併協議の状況

- (1) 第1回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会
日 時：平成15年2月28日(金)午前10時
場 所：千畑町役場「大会議室」
協議事項
協議第1号 幹事会設置規程(案)について
協議第2号 新町将来構想・建設計画審議会設置規程(案)について
協議第3号 会議運営規程(案)について
協議第4号 報酬及び費用弁償に関する規程(案)について
- (2) 第2回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会
日 時：平成15年3月27日(木)午後3時
場 所：六郷町 名水市場 湧太郎
協議事項
協議第5号 合併の方式について
協議第6号 合併の期日について(目標期日の確認)
協議第7号 平成15年度千畑町六郷町仙南村合併協議会予算について
- (3) 第3回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会
日 時：平成15年4月17日(木)午後1時30分
場 所：仙南村公民館 ホール
協議事項
協議第6号《継続協議》 合併の期日について(目標期日の確認)
協議第8号 新町の名称について(決定方法)
- (4) 第4回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会
日 時：平成15年5月15日(木)午後1時30分
場 所：千畑町役場 大会議室
協議事項
協議第9号 新町の事務所の位置について(決定方針)
協議第10号 財産の取扱いについて(財産及び債務の取扱い)
協議第11号 電算システム事業の取扱いについて
協議第12号 新町将来構想(素案)について
- (5) 第5回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会
日 時：平成15年6月19日(木)午後1時30分
場 所：六郷町 名水市場 湧太郎
協議事項
協議第13号 地方税の取扱い
協議第14号 一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第15号 特別職の身分の取扱いについて
協議第16号 条例、規則等の取扱いについて
協議第17号 事務組織及び機構の取扱いについて
協議第18号 一部事務組合等の取扱いについて
協議第19号 使用料、手数料等の取扱いについて(その1)
協議第20号 新町将来構想について
協議第21号 補正予算(第1号)について
- (6) 第6回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会
日 時：平成15年7月17日(木)午後1時30分
場 所：仙南村 公民館
協議事項

- 協議第 2 2 号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 2 3 号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第 2 4 号 慣行の取扱いについて
- 協議第 2 5 号 新町の事務所の位置について
- 協議第 2 6 号 使用料、手数料等の取扱いについて（その 2）
- 協議第 2 7 号 新町建設計画の構成について

（ 7 ） 第 7 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 5 年 8 月 2 1 日（木）午後 1 時 3 0 分

場 所：千畑町 ふれあいセンター

協 議

- 協議第 2 8 号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 2 9 号 消防団の取扱いについて
- 協議第 3 0 号 新町の名称について（選定方法等）
- 協議第 3 1 号 広報広聴の取扱いについて
- 協議第 3 2 号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて
- 協議第 3 3 号 納税関係の取扱いについて
- 協議第 3 4 号 交通関係事業の取扱いについて
- 協議第 3 5 号 消防防災事業の取扱いについて
- 協議第 3 6 号 保健衛生事業の取扱い

（ 8 ） 第 8 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 5 年 9 月 1 8 日（木）午後 1 時 3 0 分

場 所：六郷町 名水市場湧太郎

協 議

- 協議第 3 7 号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 3 8 号 水道事業の取扱い
- 協議第 3 9 号 新町建設計画（素案）について
- 協議第 4 0 号 商工・観光関係事業の取扱いについて
- 協議第 4 1 号 生活環境事業の取扱いについて
- 協議第 4 2 号 農林関係事業の取扱いについて
- 協議第 4 3 号 都市計画関係事業の取扱いについて
- 協議第 4 4 号 建設関係事業の取扱いについて
- 協議第 4 5 号 学校の通学区域の取扱いについて
- 協議第 4 6 号 学校教育事業の取扱いについて
- 協議第 4 7 号 社会教育事業の取扱いについて

新町名称の選定

第二次選定 作品

千 畑 町	六 郷 町	仙 南 町	美 郷 町	奥 羽 町
-------	-------	-------	-------	-------

（ 9 ） 第 9 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 5 年 1 0 月 1 6 日（木）午後 1 時 3 0 分

場 所：仙南村公民館 ホール

新町名称の選定について

協議により、美郷町（みさとちょう）で追加協議案件として提出することで合意。

協 議

- 協議第 4 8 号 行政区の取扱いについて
- 協議第 4 9 号 諮問機関の取扱いについて
- 協議第 5 0 号 地域振興事業の取扱いについて
- 協議第 5 1 号 新町建設計画（素案）について
- 協議第 5 2 号 新町の名称について

(1 0) 第 1 0 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

場 所：千畑町役場 3 階 大会議室

新町名称公募にかかる記念品贈呈者の抽選について

報 告

報告第 1 4 号 住民説明会の概要について

協 議

協議第 5 3 号 財産の取扱いについて (財産区の取扱い)

協議第 5 4 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて《継続協議》

協議第 5 5 号 障害者福祉事業の取扱い

協議第 5 6 号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議第 5 7 号 児童福祉事業の取扱いについて

協議第 5 8 号 その他の福祉事業の取扱いについて

協議第 5 9 号 その他の事業の取扱いについて

協議第 6 0 号 新町建設計画 (案) について

協議第 6 1 号 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会補正予算 (第 2 号) について

(1 1) 第 1 1 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

場 所：六郷町役場 2 階 ホール

報 告

報告第 1 5 号 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局規程の一部改正について

協 議

協議第 5 4 号 《継続協議》議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 6 2 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 6 3 号 字名の取扱いについて

協議第 6 4 号 新町建設計画について

協議第 6 5 号 合併の期日について

(1 2) 第 1 2 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 6 年 1 月 2 2 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

場 所：千畑町役場 3 階 大会議室

新町名称応募当選者記念品贈呈

協 議

協議第 6 6 号 合併協定書 (案) について

(1 3) 第 1 3 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 6 年 3 月 1 7 日 (水) 午後 1 時

場 所：六郷町公民館 2 階 大ホール

報 告

報告第 1 6 号 町村の配置分合に関する決定について

協 議

協議第 6 7 号 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会補正予算 (第 3 号) について

協議第 6 8 号 平成 1 6 年度千畑町・六郷町・仙南村合併協議会予算について

(1 4) 第 1 4 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 6 年 5 月 2 0 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

場 所：仙南村公民館 ホール

町章の決定までの流れ等について

報 告

報告第 1 7 号 町章公募結果について

報告第 1 8 号 美郷町事務組織について

協 議

協議第 69 号 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会補正予算（第 1 号）について
協議第 70 号 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会新町特別職報酬等審議会設置規程(案)について

(1 5) 第 1 5 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 6 年 7 月 2 2 日（木） 午後 1 時 3 0 分

場 所：千畑町役場 3 階 大会議室

町章の選考について

報 告

報告第 1 9 号 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会新町特別職報酬等審議会委員について

報告第 2 0 号 美郷町の住所表示について

報告第 2 1 号 美郷町消防団組織について

報告第 2 2 号 美郷町交通指導隊組織について

報告第 2 3 号 美郷町防犯指導隊組織について

(1 6) 第 1 6 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 6 年 9 月 1 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分

場 所：六郷町公民館 2 階 大ホール

町章デザイン最優秀作品応募者の表彰について

報 告

報告第 2 4 号 美郷町町章デザインマニュアルについて

報告第 2 5 号 美郷町特別職報酬等について

報告第 2 6 号 美郷町指定金融機関について

報告第 2 7 号 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会の開催について

(1 7) 第 1 7 回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

日 時：平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日（金） 午後 3 時

場 所：仙南村公民館 ホール

報 告

報告第 2 8 号 平成 1 6 年度千畑町・六郷町・仙南村合併協議会歳入歳出決算見込みについて

報告第 2 9 号 美郷町長職務執行者の選任について

7. 合併手続き

(1) 千畑町・六郷町・仙南村合併協定調印式

千畑町・六郷町・仙南村合併協定調印式が平成16年2月20日(金)に仙南村公民館において開催された。

調印式には寺田典城秋田県知事をはじめ、来賓、3町村長、合併協議会委員、建設計画審議会委員、各町村議会議員、役場職員ら約150人が参列し行われた。

始めに、幹事長である高村礼次仙南助役が、これまでの協議事項等の経過報告のあと、藤嶋長右工門千畑町長、坂本茂弘六郷町長、松田知己仙南村長が合併協定書に署名・押印し、次に特別立会人である寺田知事が署名した。その後、立会人である合併協議会委員が署名し、知事が確認のうえ3町村長に合併協定書が手渡され、寺田知事、3町村長が固い握手を交わした。

続いて主催者である3町村長が「よりよいまちづくりを目指したい」などと挨拶した。また来賓である寺田典城知事、石山米男県町村会会長(増田町長)より「輝かしく美郷町が誕生することを祈念する」と祝辞があり、その後閉式した。



協定書に調印する藤嶋千畑町長(左)、坂本六郷町長(中)、松田仙南村長(右)



寺田知事と3町村長の固い握手

(2) 合併関連5議案が3町村議会で可決

2月23日に各町村臨時議会で、合併関連5議案(廃置分合、財産処分、議会議員の在任の特例、農業委員の任期の特例、議会議員の定数)が審議ののち可決。



全会一致により可決(千畑町臨時議会)

(3) 秋田県知事へ合併申請

2月24日3町村議会議長同席のもと3町村長から合併申請書が西村副知事に手渡された。



合併申請書を提出

合併協定書



これまで3町村が合併協議会において協議してきた内容を取りまとめたものであり、合併手続きの前に関係町村で調印された。千畑町、六郷町、仙南村の協定項目は、「合併の方式」、「合併の期日」から「新町建設計画」までの46項目となっている。

県議会にて廃置分合議案が可決

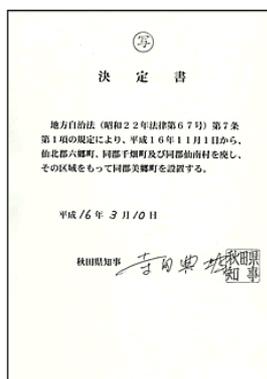
3月9日に県議会において、廃置分合関係議案が可決。

合併決定書の交付

3月11日に六郷町役場にて合併決定通知を仙北地域振興局長より交付された。



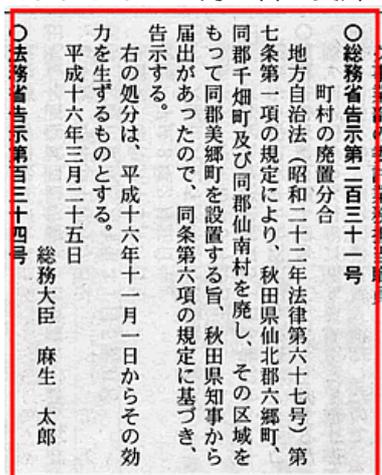
合併決定書の交付の様子



合併決定通知

官報にて告示

3月25日に総務大臣が官報告示。これにより11月1日『美郷町』誕生が正式決定された。



8. 各種資料

(1) 合併協定項目

平成15年12月18日 現在

	項目名	提出月日	確認月日
1	合併の方式	第2回 H15. 3.27	第2回 H15. 3.27
2	合併の期日	第2回 H15. 3.27	第11回 H15.12.18
3	新町の名称	第3回 H15. 4.17	第9回 H15.10.16
4	新町の事務所の位置	第4回 H15. 5.15	第6回 H15. 7.17
5	財産の取扱い	第4回 H15. 5.15	第10回 H15.11.25
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第10回 H15.11.25	第11回 H15.12.18
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第11回 H15.12.18	第11回 H15.12.18
8	地方税の取扱い	第5回 H15. 6.19	第5回 H15. 6.19
9	一般職の職員の身分の取扱い	第5回 H15. 6.19	第5回 H15. 6.19
10	特別職の身分の取扱い	第5回 H15. 6.19	第5回 H15. 6.19
11	条例、規則等の取扱い	第5回 H15. 6.19	第5回 H15. 6.19
12	事務組織及び機構の取扱い	第5回 H15. 6.19	第5回 H15. 6.19
13	一部事務組合等の取扱い	第5回 H15. 6.19	第5回 H15. 6.19
14	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H15. 6.19	第6回 H15. 7.17
15	公共的団体等の取扱い	第6回 H15. 7.17	第6回 H15. 7.17
16	補助金、交付金等の取扱い	第6回 H15. 7.17	第6回 H15. 7.17
17	字名の取扱い	第11回 H15.12.18	第11回 H15.12.18
18	慣行の取扱い	第6回 H15. 7.17	第6回 H15. 7.17
19	国民健康保険事業の取扱い	第7回 H15. 8.21	第7回 H15. 8.21
20	介護保険事業の取扱い	第8回 H15. 9.18	第8回 H15. 9.18
21	消防団の取扱い	第7回 H15. 8.21	第7回 H15. 8.21
22	行政区の取扱い	第9回 H15.10.16	第9回 H15.10.16
23	諮問機関の取扱い	第9回 H15.10.16	第9回 H15.10.16
24	水道事業の取扱い	第8回 H15. 9.18	第8回 H15. 9.18
25	各種事務事業の取扱い		
25- 1	電算システム事業	第4回 H15. 5.15	第4回 H15. 5.15
25- 2	広報広聴	第7回 H15. 8.21	第7回 H15. 8.21
25- 3	姉妹都市・国際交流事業	第7回 H15. 8.21	第7回 H15. 8.21
25- 4	商工・観光関係事業	第8回 H15. 9.18	第8回 H15. 9.18

25- 5	地域振興事業	第 9 回 H15.10.16	第 9 回 H15.10.16
25- 6	納税関係	第 7 回 H15. 8.21	第 7 回 H15. 8.21
25- 7	交通関係事業	第 7 回 H15. 8.21	第 7 回 H15. 8.21
25- 8	消防防災事業	第 7 回 H15. 8.21	第 7 回 H15. 8.21
25- 9	生活環境事業	第 8 回 H15. 9.18	第 8 回 H15. 9.18
25-10	障害者福祉事業	第 10 回 H15.11.25	第 10 回 H15.11.25
25-11	高齢者福祉事業	第 10 回 H15.11.25	第 10 回 H15.11.25
25-12	児童福祉事業	第 10 回 H15.11.25	第 10 回 H15.11.25
25-13	その他の福祉事業	第 10 回 H15.11.25	第 10 回 H15.11.25
25-14	保健衛生事業	第 7 回 H15. 8.21	第 7 回 H15. 8.21
25-15	農林関係事業	第 8 回 H15. 9.18	第 8 回 H15. 9.18
25-16	都市計画関係事業	第 8 回 H15. 9.18	第 8 回 H15. 9.18
25-17	建設関係事業	第 8 回 H15. 9.18	第 8 回 H15. 9.18
25-18	学校の通学区域	第 8 回 H15. 9.18	第 8 回 H15. 9.18
25-19	学校教育事業	第 8 回 H15. 9.18	第 8 回 H15. 9.18
25-20	社会教育事業	第 8 回 H15. 9.18	第 8 回 H15. 9.18
25-21	その他の事業	第 10 回 H15.11.25	第 10 回 H15.11.25
26	新町建設計画	第 4 回 H15. 5.15	第 11 回 H15.12.18

(2) 合併協定書

1 合併の方式

千畑町、六郷町、仙南村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年11月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、美郷町(みさとちょう)とする。

4 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置については、次のとおりとする。

- (1) 新町の事務所の位置は、当分の間、六郷町六郷字上町21番地とする。
- (2) 現在の千畑町役場を千畑庁舎、現在の六郷町役場を六郷庁舎、現在の仙南村役場を仙南庁舎と呼称する。

5 財産の取扱い

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新町に引き継ぐものとする。
- (2) 財産区の取扱いについては、千畑町において合併時まで調整を図る。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新町の議会の議員の定数は22人とする。
- (2) 議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
- (2) 農業委員会の選挙による委員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の委員として在任する。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 3町村で差異のない税制については、現行のとおりとする。
- (2) 3町村で差異のある税制については、平成17年度より次のとおり統一する。
 - 個人町民税の普通徴収に係る納期については、六郷町の例による。
 - 固定資産税の納期については、六郷町、仙南村の例による。
 - 軽自動車税の納期については、千畑町、仙南村の例による。
 - 入湯税については、一般公衆浴場の定義を満たしている施設については課税免除とする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
 - 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、合併後に給料の格差の調整を行う。

10 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。
法令等の定めがない場合は、合併時まで調整し、必要のあるものについては、新町において設置する。
- (2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び同規模の団体の報酬額を参考として合併時まで調整する。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。

12 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮する。
- (2) 新町の組織・機構の整備方針については、次のとおりとする。
住民が利用しやすく、住民の声を反映することができる組織・機構
指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
新町建設計画が円滑に遂行できる組織・機構
行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおりとする。

- (1) 一部事務組合については、3町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し新町において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 事務の委託については、3町村は合併の日の前日をもって委託を廃し、新町において合併の日に新たに事務を委託する。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 手数料については、合併時に統一する。
- (2) 道路占有料については、合併時に仙南村の例により調整する。
- (3) 公営住宅の家賃については、合併後も当分の間現行のとおりとする。
- (4) 各種施設の使用料については、原則として現行のとおりとするが、同一又は類似施設については合併時まで調整する。
- (5) 保育園の保育料については、平成17年度から統一する。
- (6) 幼稚園の授業料等については、平成17年度から統一する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 2町村以上で同一あるいは同種の団体は、平成17年度までに統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に一定の期間を要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 2町村以上で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、団体統合の推移及び事業の効率化等を考慮し調整を図る。
- (2) 特定の町村のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、活動内容等を踏まえ新町において調整を図る。

- (3) 2町村以上で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度の統一化・効率化に向けて調整を図る。
- (4) 特定の町村のみで実施している事業に対する補助金等は、活動内容等を踏まえ、新町に移行後取扱いについて調整を図る。

17 字名の取扱い

字名の取扱いについては、現行を基本とし調整を図る。

18 慣行の取扱い

新町の町章、町の花・木・鳥、町民憲章、町旗、町民歌、キャッチフレーズ、宣言については、新町において検討のうえ定める。

19 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険税は平成17年度から統一のうえ課税する。
- (2) 国民健康保険税の納期については、平成17年度から7期とし最終納期を1月末とする。
- (3) 国民健康保険財政調整基金については、全て新町に引き継ぐものとする。
- (4) 国民健康保険高額療養費貸付基金については、現行基金の合計額内とし合併時に調整する。
- (5) 保険給付については、葬祭費を除き現行のとおりとする。
- (6) 葬祭費については仙南村の例とする。
- (7) 人間ドック受診補助については仙南村の例とする。
- (8) 無受診世帯表彰については、合併時までに調整する。

20 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併後も現行のとおり大曲仙北広域市町村圏組合で実施する。

21 消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 消防団組織は合併時に統合再編する。
- (2) 消防団員の定数については、3町村の定数の合計数とする。
- (3) 消防団員の定年については、合併時までに調整する。

22 行政区の取扱い

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 行政区については、合併時までに調整を図るとともに、新町においても調整に努める。
- (2) 行政協力員（嘱託員）の職務等については、平成17年度までに調整する。

23 諮問機関の取扱い

諮問機関の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 法令により設置を定めている機関は、合併時に設置する。
- (2) 法令により設置することができる機関は、合併時までに調整し、必要のあるものについては新町において設置する。
- (3) 法令により特段の定めがない機関についても、合併時までに調整し、必要のあるものについては新町において設置する。

24 水道関係事業の取扱い

水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 簡易水道料金及び加入者負担金については、当分の間現行のとおりとし、新町において段階的に調整を図る。
- (2) 公共下水道の使用料及び受益者負担金については、現行のとおりとする。
- (3) 農業集落排水の使用料及び受益者負担金については、当分の間現行のとおりとし、新町において段階的に調整を図る。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、平成17年度から千畑町の例とする。

2 5 各種事務事業の取扱い

2 5 - 1 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統合を図り、合併時に稼働できるように調整する。

2 5 - 2 広報広聴

広報広聴の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 広報紙については、新町においても毎月発行する。ただし、創刊号の発行は、合併後速やかに行う。
- (2) お知らせ版の発行については、月2回の発行とする。
- (3) その他の広報広聴に関する事項については、新町において調整する。

2 5 - 3 友好都市・地域間交流事業

友好都市及び地域間交流事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

2 5 - 4 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企業誘致事業については、合併後六郷町の例により調整する。
- (2) 中小企業振興資金融資制度については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 観光イベント及びPR事業については、合併後も実施する。

2 5 - 5 地域振興事業

地域振興事業については、新町において地域住民の自主的な活動の推進や交流を図る事業の実施に努める。

2 5 - 6 納税関係

納税関係の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 減免については、3町村に差異がないため現行のとおりとする。
- (2) 納期前納付報奨金については、仙南村の例とする。

2 5 - 7 交通関係事業

交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 交通安全対策事業については、合併時に統一する。
- (2) 交通指導隊は、合併時に統合する。

2 5 - 8 消防防災事業

消防防災事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 防災会議については、合併時まで調整のうえ統合再編する。
- (2) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。
- (3) 災害対策本部組織については、合併時まで調整のうえ統合再編する。

2 5 - 9 生活環境事業

生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬体制については、平成17年度から統一する。
- (2) 生ゴミ処理機購入に対する補助を、平成17年度から仙南村の例により実施する。
- (3) 合併後、公共施設のISO14001認証取得の拡充を図る。
- (4) 犬の登録事務については、現行のとおりとする。

2 5 - 10 障害者福祉事業

障害者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県の福祉制度に関連する事業については、現行のとおりとする。
- (2) 町村単独事業については、平成17年度までに統一する。
- (3) 障害者福祉計画については、新町において策定する。

25-11 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県の福祉制度に関連する事業については、平成17年度までに統一する。
- (2) 町村単独事業については、平成17年度までに統一する。
- (3) 老人保健福祉計画については、新町において策定する。

25-12 児童福祉事業

児童福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 児童手当については、現行のとおりとする。
- (2) すこやか子育て支援事業については、現行のとおり実施する。
- (3) 延長保育については、平成17年度から六郷町の例により実施する。
- (4) 緊急一時保育については、平成17年度から統一し実施する。
- (5) 放課後児童健全育成事業については、平成17年度から統一し実施する。
- (6) 次世代育成支援対策のための地域行動計画については、平成16年度中に策定する。

25-13 その他の福祉事業

その他の福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が実施する事業に関連する事務については、現行のとおりとする。
- (2) 町村単独事業については、平成17年度までに統一する。

25-14 保健衛生事業

保健衛生事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 予防接種事業については、現行内容を基準に新町において調整し実施する。
- (2) 各種検診事業については、現行内容を基準に新町において調整し実施する。
- (3) 母子保健事業については、現行内容を基準に新町において調整し実施する。

25-15 農林関係事業

農林関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 農業振興地域整備計画については、新町において策定する。
- (2) 農業融資制度については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 生産調整関係事業については、合併時までに調整する。
- (4) 地域振興作物は、3町村で定めたものを新町において対象とする。
- (5) 森林整備計画については、新町において策定する。
- (6) 林務関係事業は、現行内容を基準に新町において調整する。
- (7) 家畜防疫対策事業については、平成17年度から千畑町の例により実施する。
- (8) 土地改良事業については、新町においても引き続き実施する。なお、継続して行う土地改良事業の補助率については、現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。

25-16 都市計画関係事業

都市計画区域マスタープランについては、新町において新たに策定し、都市計画区域については、合併後見直しを図る。

25-17 建設関係事業

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 町村道については、新町において路線の認定を行う。また、道水路については適正な維持管理に努める。
- (2) 災害復旧事業については、現行のとおりとする。
- (3) 公営住宅については、安定した住宅供給に資するよう整備に努める。

25-18 学校の通学区域

小中学校の通学区域については、児童生徒の状況等を考慮のうえ平成17年度までに調整する。

25 - 19 学校教育事業

学校教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 遠距離通学対策については、通学区域の調整とあわせて検討する。
- (2) 奨学資金制度については、千畑町、六郷町の例により平成17年度から統一する。

25 - 20 社会教育事業

社会教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 公民館主催事業については、平成17年度までに調整する。
- (2) 成人式は平成17年度から統一開催する。
- (3) 3町村の図書館・図書室は相互に連携する。なお、開館時間、休館日、蔵書の貸出期間等は合併時から統一する。

25 - 21 その他の事業

その他の事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 情報公開制度については、千畑町の例とする。
- (2) 除雪実施体制については、当分の間、現行のとおりとし、新町において段階的に統合を図る。出勤基準、出勤判断、出勤時間等については、合併時まで統一する。
- (3) 幼稚園児、保育園児は原則としてバス通園できるよう調整する。

26 新町建設計画

新町建設計画は、別添のとおりとする。

調 印 書

千畑町、六郷町、仙南村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく千畑町・六郷町・仙南村合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年2月20日

千畑町長 藤 嶋 長右工門 印

六郷町長 坂 本 茂 弘 印

仙南村長 松 田 知 己 印

特 別 立 会 人

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城

立 会 人

合併協議会委員	<u>藤 田 昭 子</u>
合併協議会委員	<u>後 松 一 成</u>
合併協議会委員	<u>大久保 伸 一</u>
合併協議会委員	<u>泉 谷 理毅男</u>
合併協議会委員	<u>飛 澤 龍右工門</u>
合併協議会委員	<u>高 柳 照 見</u>
合併協議会委員	<u>熊 谷 良 夫</u>
合併協議会委員	<u>石 田 靖 子</u>
合併協議会委員	<u>鶴 谷 二 郎</u>
合併協議会委員	<u>中 田 龍 雄</u>
合併協議会委員	<u>進 藤 敏 美</u>
合併協議会委員	<u>小 西 玄太郎</u>
合併協議会委員	<u>佐々木 順 吉</u>
合併協議会委員	<u>橋 本 智登世</u>
合併協議会委員	<u>佐 藤 時 夫</u>
合併協議会委員	<u>高 橋 勝 弘</u>
合併協議会委員	<u>伊 藤 光 明</u>
合併協議会委員	<u>高 橋 正 治</u>
合併協議会委員	<u>鈴 木 峰 晴</u>

(3) 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局名簿

平成16年7月1日 現在

	職名	氏名	備考
1	事務局長	小原正彦	六郷町(兼務)
2	次長	出口廣晴	秋田県
3	総務班長	奥山智佳等	千畑町
4	調整班長	藤田信晴	仙南村
5	まちづくり班長	池田茂碁	六郷町
6	総務班主任	半田裕幸	仙南村
7	調整班 上席主任	高橋博和	千畑町
8	まちづくり班 主任	佐藤剛	仙南村
9	調整班 主事	畑山和弘	六郷町
10	まちづくり班 主事	熊谷和幸	千畑町
11	総務班 主事	高橋泉	六郷町
12	臨時職員(総務班)	高橋真知子	六郷町
13	臨時職員(調整班)	谷口和子	千畑町
14	臨時職員(まちづくり班)	佐藤理絵	仙南村

事務所の位置

〒019-1234 秋田県仙北郡仙南村飯詰字北中島35番地1(仙南村役場内)
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 事務局
《電話》(0187)86-8301 《FAX》(0187)86-8302

(4) 新町の名称について

募集要領

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 新町名称募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新町の名称を広く公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応募の条件)

第2条 名称応募の条件、方法等については、次のとおりとする。

- (1) 応募するときは、新町の名称、名称のふりがな、住所、氏名、年齢、電話番号及びできるだけ名称の理由を記載するものとする。
- (2) 応募方法は、専用応募用紙、はがき、封書、ファクシミリ、ホームページにより、一人何点でも応募可能とする。ただし、同一人による同一名称の応募は1点限り有効とする。
- (3) 応募期間は、平成15年6月2日から平成15年8月22日(郵送の場合は当日の消印有効)までとする。
- (4) 応募できる者は、住所、年齢、個人及び団体を問わないものとする。
- (5) 応募する名称は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易なものとする。
- (6) 応募先は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局とする。

(周知の方法)

第3条 名称応募の条件、方法等については、合併協議会だより、合併協議会ホームページ、三町村の広報紙及びホームページ等により周知するものとする。

(選定方法)

第4条 新町の名称は、応募された新町名称候補を考慮しながら、合併協議会において決定するものとする。同一名称への応募数については、選考の際の参考にとどめる。

(結果の公表)

第5条 採用された新町の名称は、合併協議会だより、合併協議会ホームページ、三町村の広報紙及びホ

ホームページで公表するものとする。

(名称の帰属)

第6条 採用された名称に関する一切の権利は、千畑町、六郷町、仙南村に帰属するものとする。

(記念品贈呈)

第7条 新町の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選により10名以内に記念品を贈呈する。

(その他)

第8条 この要項に定めのない事項については、合併協議会長が別に定める。

選定基準等

1. 前提条件《募集要項記載事項》

(1) 新しい町の名称には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用する。

(2) 同一人の同一名称での応募は一点限りとする。

2. 選定基準

新町名候補は、(1)及び(2)に該当し、(3)から(6)の条件の1つ以上に該当する名前とする。

(1) 読みやすく、書きやすいこと《募集要項記載事項》

(2) なじみやすく、親しみやすいこと

(3) 地域の地理的なイメージができること

(4) 地域の歴史、文化、特性等を表していること

(5) 地域住民の理想や願いにちなんでいること

(6) その他新町の名称としてふさわしいこと

3. 選定方法

(1) 9月上旬

名称の公募締切り後、事務局において集計し、応募作品一覧表等参考資料を作成し、各協議会委員へ送付する。

(2) 9月18日

第8回協議会において

各委員は、選定基準に基づき、応募作品の中から3作品以内を選定する。

各委員により選定された作品(最大66(22人×3作品))の一覧表を作成する。

一覧表の中から、委員の協議又は投票により3~5作品を選定する。

(3) 10月16日

第8回協議会で選定された3~5作品の中から、協議又は投票により、1作品を選定する。

4. 選定に当たっての留意事項《募集要項記載事項》

(1) 得票数(応募数)については、選考の際の参考に留めることとする。

5. 市町村名の取扱いについて (西東京市の総務省への照会回答事例)

(1) 既に全国に同一又は類いの市町村が存在する場合

同じ表記で読み方が異なる場合

例: 宮崎県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし) ×

静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし) ×

表記が同じ場合は不可。

昭和45年3月12日付け自治振第32号の自治事務次官通知により、

新たに市を設置する場合の留意事項となっている。

異なる表記で読み方が同じ場合

例: 宮城県仙台市(せんだいし) せんだい市

埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市

同一又は類似の「町村」が存在する場合

例: 東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市(みずほし)

奈良県明日香村（あすかむら） 明日香市（あすかし）

全国的に見て、現在も同様の事例がある。

- (2) 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合
 例：LOVE ラブ AND アンド
 理由が明確であればよい。
- (3) 略字及び算用数字等の使用
 「ヶ」の使用 例：青ヶ島村など
 「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9（数字）」の使用 ×
 ・ ・ ・日本語かどうか解釈できない。適当と思われない。
 「々」の使用 例：小佐々町など
- (4) 通常の読み方と異なる読み方をする場合
 例：永遠市（えいえんし） （とわし）
 宇宙市（うちゅうし） （そらし）
 新町名を告示する場合、読みがなを表示する。
- (5) その他町の名称としてふさわしくないもの
 例：公序良俗に反する名前 ×
 長すぎる名前 ×
 現在使用していない漢字を使用した名前 ×

公募結果

- (1) 応募総数 2,828通
 有効件数 2,714通(1,117種類)
 無効件数 114通
- (2) 応募方法による分類
 応募総数 2,828通
 専用応募用紙 2,129通
 はがき 286通
 封書 7通
 ファクシミリ 110通
 ホームページ 294通
 Eメール 2通
- (3) 地区別応募状況（有効件数）
 有効件数 2,714通
 千畑町 492通
 六郷町 517通
 仙南村 482通
 3町村以外の秋田県内 387通
 上記以外 836通
- (4) 応募名称一覧表《別添のとおり》
- (5) 無効の内訳
 無効総数 114通
 新町の名称の記載が無いもの 4通
 氏名・住所等の記載がないため応募者が確認できないもの 52通
 新町の名称に、ローマ字・数字等を使用したもの 8通
 同一人による同一名称の複数応募 25通
 公募期間外に応募されたもの 25通

新町名称第1次選定結果一覧

【平成15年9月18日開催：第8回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会】

	名 称	ふりがな		名 称	ふりがな
1	泉 野 町	いずみのまち	16	東 仙 北 町	ひがしせんぼくちょう
2	羽 後 美 郷 町	うごみさとまち	17	東 仙 北 町	ひがしせんぼくまち
3	奥 羽 町	おううまち	18	平 成 町	へいせいまち
4	お お う 町	おおうまち	19	美 郷 町	みさとちょう
5	奥 羽 町	おおうちょう	20	三 郷 町	みさとちょう
6	奥 羽 町	おおうまち	21	美 郷 町	みさとまち
7	清 郷 町	きよさとまち	22	三 郷 町	みさとまち
8	後 三 年 町	ごさんねんまち	23	瑞 穂 町	みずほちょう
9	古 紫 水 町	こしみずちょう	24	み ず ほ 町	みずほまち
10	仙 郷 町	せんごうちょう	25	水 穂 町	みずほまち
11	仙 南 町	せんなんまち	26	美 田 園 町	みたそのまち
12	千 畑 町	せんはたちょう	27	美 土 里 町	みどりまち
13	千 畑 町	せんはたまち	28	六 郷 町	むさとまち
14	せんぼく町	せんぼくまち	29	夢 里 町	ゆめさとちょう
15	せんろく町	せんろくちょう	30	六 郷 町	ろくごうちょう
			31	六 郷 町	ろくごうまち

新町名称第2次選定結果一覧

【平成15年9月18日開催：第8回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会】

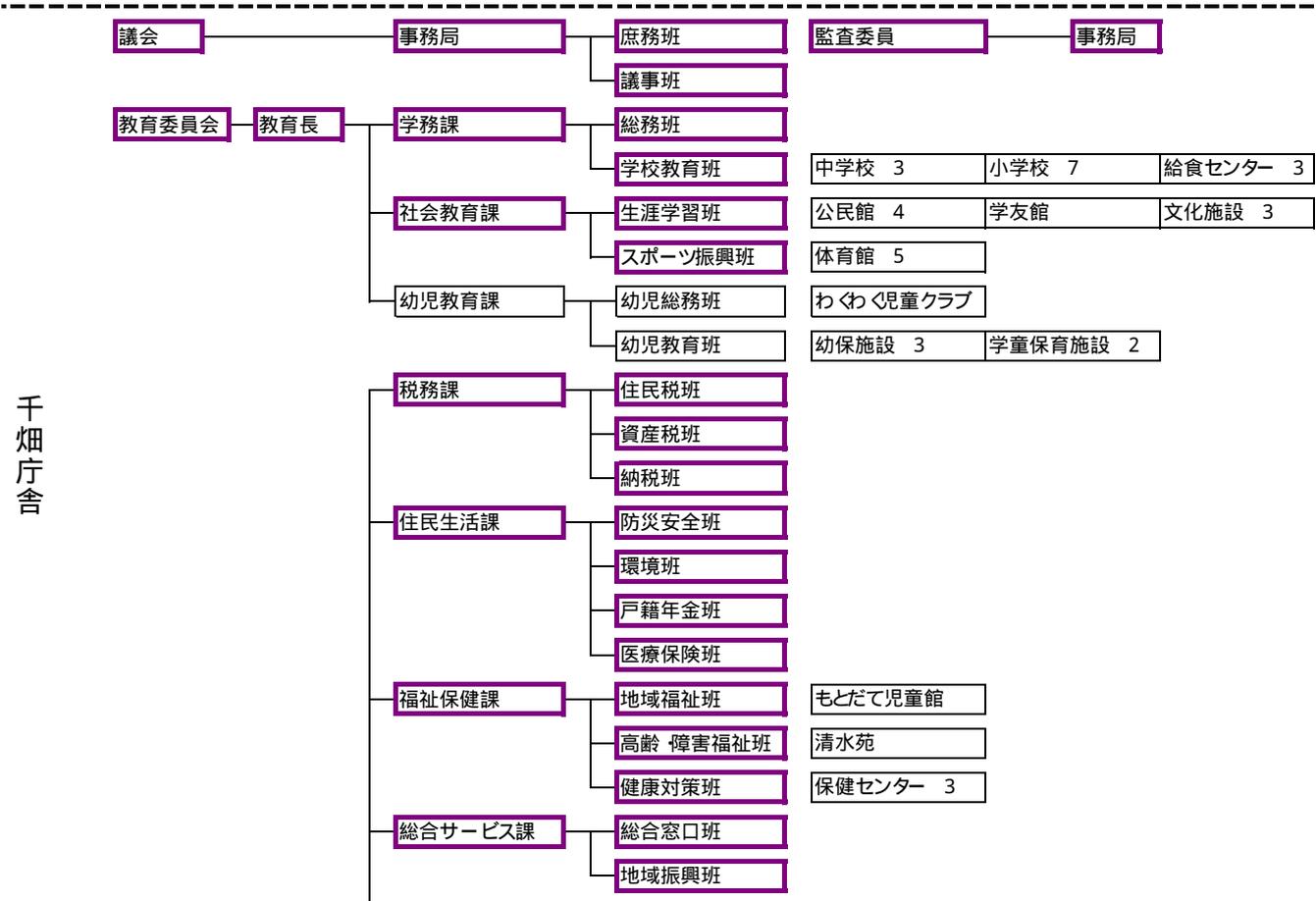
名 称				
千 畑 町	六 郷 町	仙 南 町	美 郷 町	奥 羽 町

新町名称最終選考結果

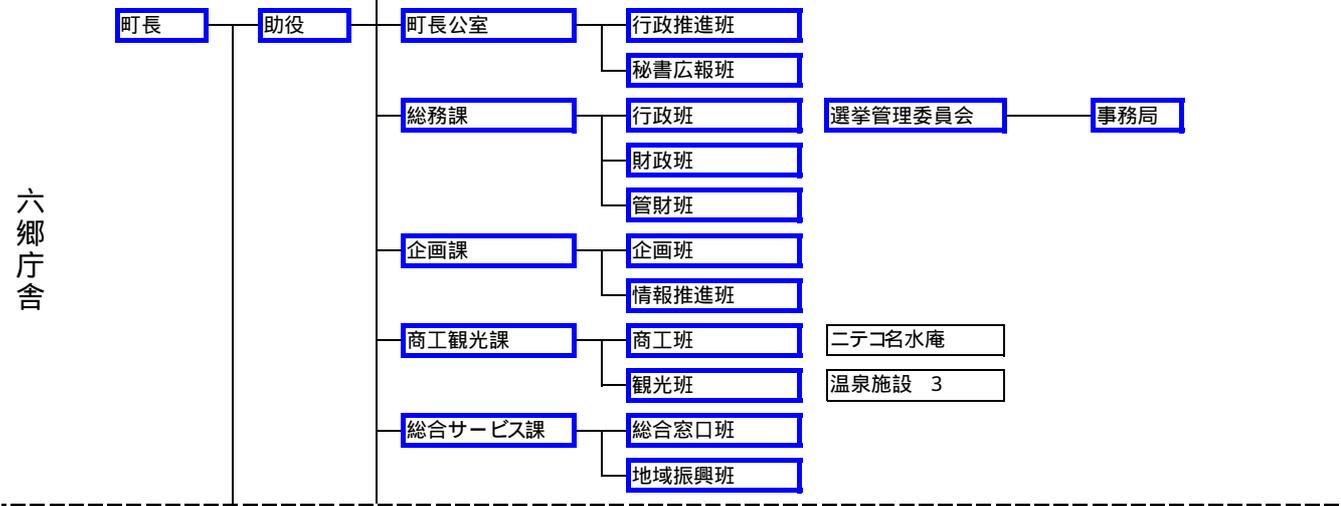
【平成15年10月16日開催：第9回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会】

美郷町（みさとちょう）

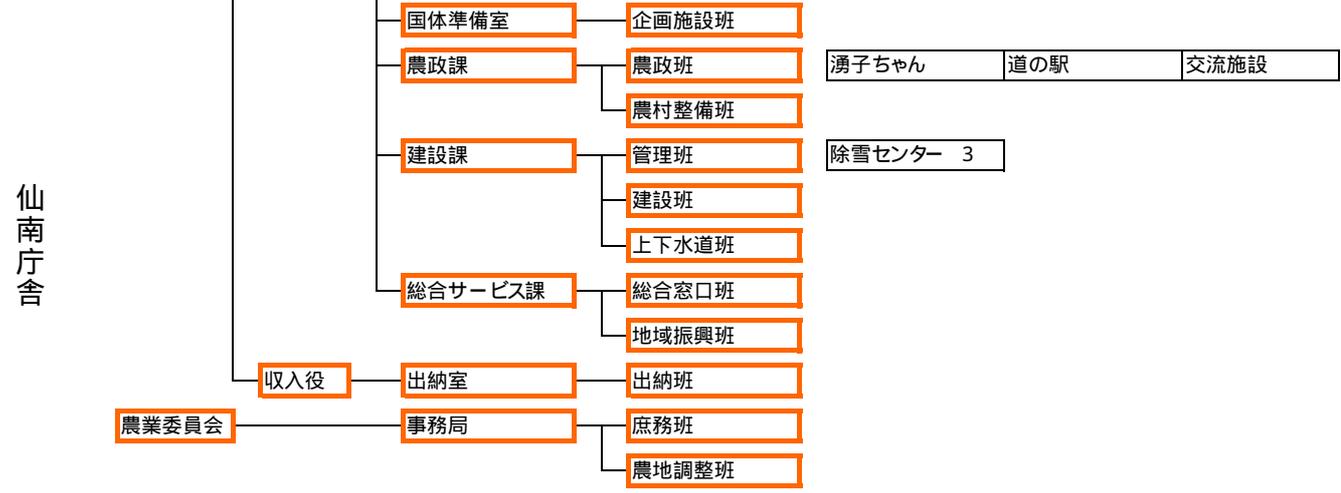
美郷町機構図



千畑庁舎

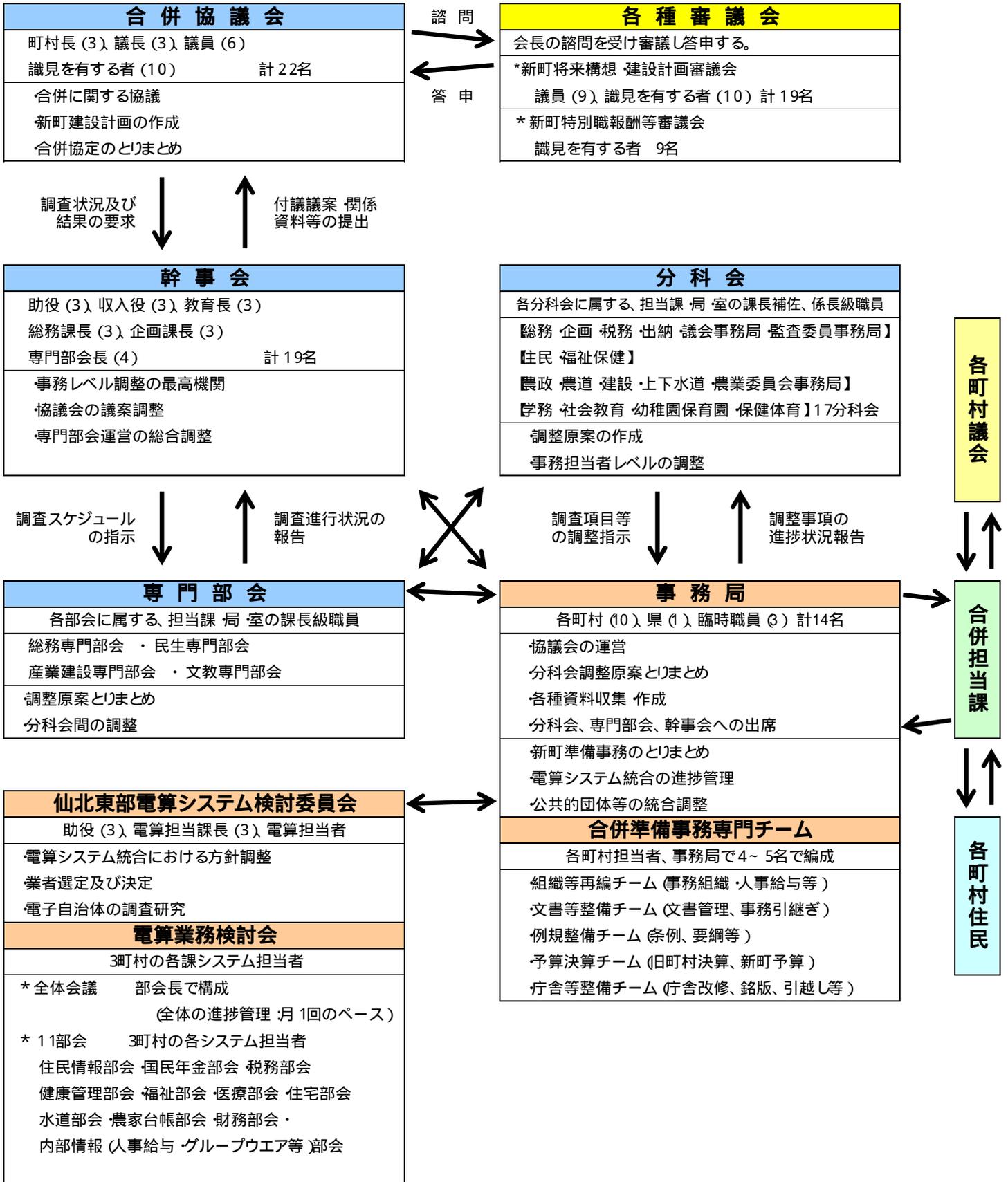


六郷庁舎



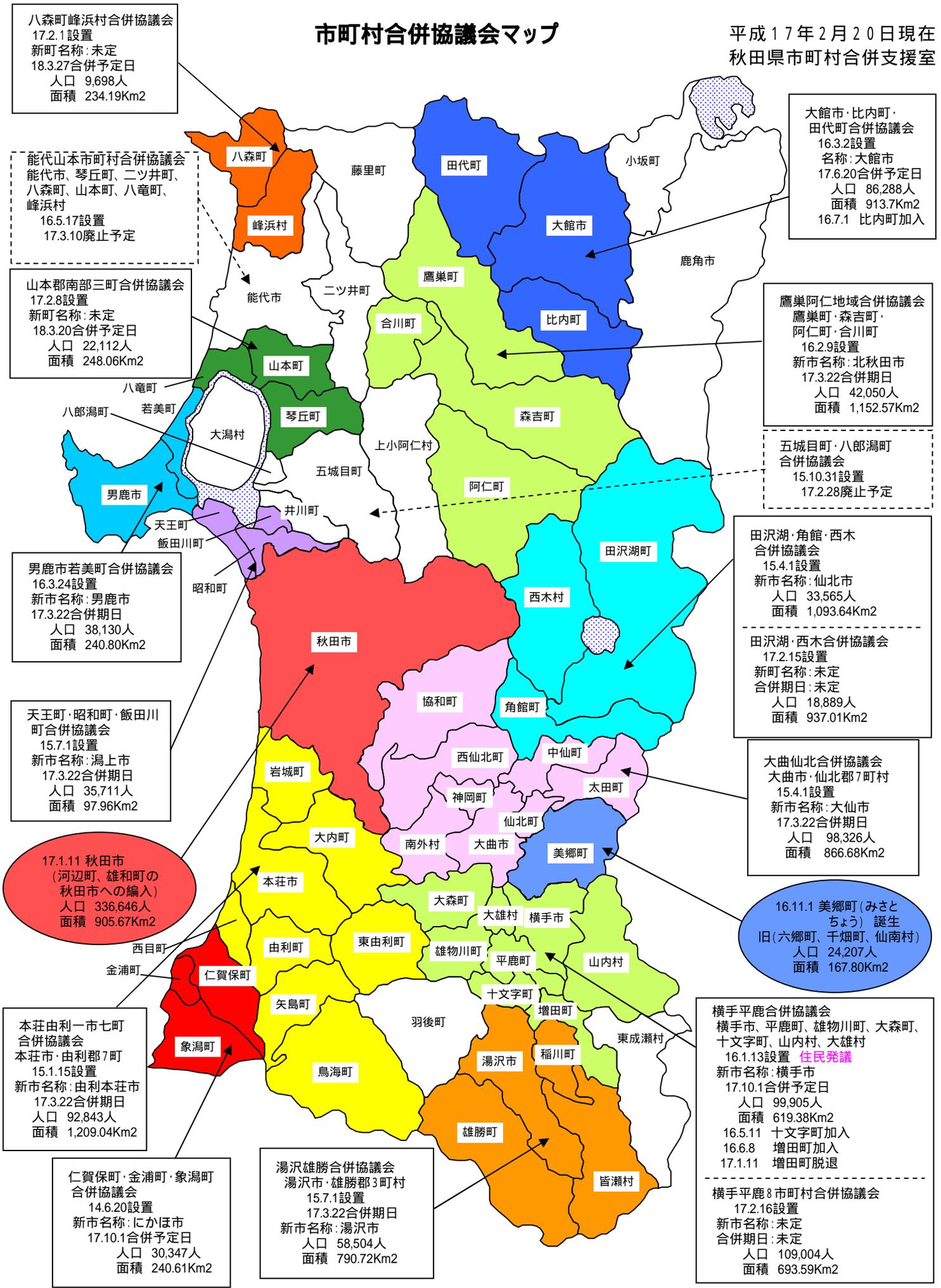
仙南庁舎

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 組織図



市町村合併協議会マップ

平成17年2月20日現在
秋田県市町村合併支援室



設置されているのは全て法定合併協議会

合併協議の経過（平成17年2月22日編集）

美郷町町長公室行政推進班

〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21番地

電話：0187-84-1111（内線1223）

FAX：0187-84-1117

E-mail：koushitsu@town.misato.akita.jp